

安全衛生規程

第一 条 【目的】この規程は就業規則第四十七条に基づき、株式会社リバストンモデル（以下会社という）と従業員が相互に協力し、安全衛生管理活動の充実を図り、労働災害の未然防止と健康・衛生の確保を行い円満に業務の遂行ができることを目的として定めるものである。

二. この規程及びこれに付随する諸規程等に定める事項が、労働安全衛生法その他の法令に定める基準に達しない場合、その部分については法令の定めるところによる。

第二 条 【遵守義務】会社は従業員の安全の確保を図り快適な職場を形成するため必要な措置を講ずる。

二. 従業員は安全・防災に関する法令並びに規則を守るとともに、安全衛生に関する会社の指示に従って会社と協力して労働災害の防止に努め衛生水準の維持向上を図らなければならない。

第三 条 【非常災害】従業員は火災その他の非常災害が発生する危険を予知または異常を発見した時には直ちに所属長に通報するとともに臨機の措置を取らなければならない。

二. 従業員は火災その他の非常災害が発生した場合には互いに協力してその被害を最小限に止めるよう努力し避難誘導等適切な措置を講じなければならない。

第四 条 【衛生心得】従業員は保健衛生の保持向上に努め衛生管理者その他の担当者の指示に従い会社の行う保健衛生施策に協力しなくてはならない。

第五 条 【健康診断】会社は従業員に対し雇入れの際及び毎年一回定期に健康診断を行なう。

二. 前項の健康診断のほか法令で定められた有害業務に従事する従業員に対しては特別の項目についての健康診断を行なう。

三. 長時間の労働により疲労の蓄積が認められる従業員に対し、その申し出があった時は医師による面接指導を行う。

四. 第一項乃至第二項の健康診断並びに前項の面接指導の結果、必要と認めるときは就業時間の短縮・配置転換その他の健康保持上必要な措置を命ずることがある。

五. 従業員は会社が行う健康診断を必ず受診しなければならない。但し、やむを得ない事由により受診することができない場合は、本人の負担において他の医師による健康診断を受け会社に報告するものとする。

六. 健康診断結果・診断書・医師の意見書・面接指導結果・その他の従業員の健康に関する情報は、従業員の健康管理のために利用し、会社は健康管理に必要な場合には産業医その他の医師に診断・意見聴取のために提供することがある。

七. 従業員が第一項乃至第二項に定める健康診断に代えて人間ドックを受診することを予め申し出て当該検査結果を会社に開示したときはその費用の半額を会社が補助する。ただし、補助額は5万円を限度とする。

第六 条 【安全衛生教育】会社は従業員に対し雇入れの際及び配置転換等により作業を変更した際にその従事する業務に必要な教育を行なう。

二. 従業員は会社から教育を受けるよう指示された場合には、正当な理由がない限り、指示された教育を受けなければならない。

第七 条 【就業禁止】他人に感染する恐れのある疾病に罹っている者または疾病のため他人に害を

及ぼす恐れのある者その他で医師が就業不相当と認めた者は就業させない。

二. 従業員は同居の家族または同居人が伝染する恐れのある疾病に罹りまたはその疑いがある場合には直ちに所属長に届け出て必要な指示を受けなければならない。

第八 条 【安全運転】安全運転については別に定める安全運転管理規程及び自家用車輛通勤規程による。

付 則

1. この規程は令和 年 月 日から実施する。

2. この規程を改廃する場合には、従業員代表者の意見を聞いて行う。